

【評価】「(概ね)できている」「一部できている」「できていない」
 【方向性】「継続推進」「見直し推進」「その他」
 【改正】「必要」「不要」

条文のうち、総則的なもの、理念的なもの(基本原則)、個人(市長・議員・職員)の資質に負うものは検証対象外とする。

条 文 【 P 】	5年間の取組内容(H24.7~H29.6) 【 D 】		取組みに対する評価、 運用上の課題【 C 】	今後の取組みの 方向性【 A 】
	所管課	取組内容		
前文	-	検証対象外		
第1章 総則(第1条~第3条)				
第1条(目的)	-	検証対象外		
第2条(定義)	-	検証対象外		
第3条(この条例の位置づけ)	-	検証対象外		
第2章 まちづくりの基本原則(第4条~第8条)				
第4条(まちづくりの基本原則)	-	検証対象外		
第5条(情報共有の原則)	-	検証対象外		
第6条(市民参加の原則)	-	検証対象外		
第7条(補完性と協働の原則)	-	検証対象外		
第8条(評価の原則)	-	検証対象外		
第3章 市民主体のまちづくり				
第1節 情報共有				
(市民の情報発信と共有) 第9条 市民は、身近なまちづくりの課題等の情報を自ら発信し、互いに共有します。	危機管理課	地域版防災マップの作成 ・自治会等が中心となり、地域における災害リスクを把握し、避難経路の明示等災害時に役立つ情報を掲載した「地域版防災マップ」の作成が進められている。市ではマップ作成のために、その意義や作成手法についての説明(キックオフセミナー)、まち歩きへの同行等を地域の方々と協働で行うとともに、印刷版の作成を行った。この印刷版を使い自治会等で印刷を行い全戸配布が行われる等、地域防災力の向上が図れた。(H28年度末 23地区 40区・自治会で作成済)	【評価】概ねできている が、避難行動要支援者制度では、支援の実施責任を懸念するなどにより、避難行動要支援者名簿が未共有となっている区・自治会がある。	【方向性】継続推進 (避難行動要支援者制度への理解を得ながら、避難行動要支援者名簿の共有を進めていく。) 【改正】不要
2 市長等は、市民が情報若しくは意見を交換できる機会又は場の提供に努めます。		避難行動要支援者制度の運用状況 ・情報共有及び危機管理検討委員会答申に基づき、平成27年1月、避難行動要支援者名簿に関する条例を制定した。支援関係者が参画する制度推進会議を開催、協力し制度推進に努めた(名簿情報の共有(H28年度末):167区・自治会ほか)。市は、この情報共有に係る名簿登載要支援者からの同意取得について、可能な限りの本人意思確認に努めつつ、意思表示が難しいケースには訪問面談等を行った上で適宜推定同意の適用を行い、共有を促進する取組みを継続している(H28年12月現在:名簿登載者5,419人、うち情報共有同意者3,080人(うち推定同意29人))。		
		まちづくり協働センター ・まちづくり協働センター内の情報交流広場や情報ボードの設置により、市民が情報発信や意見交換できる機会の提供に努めた。		

条 文 【 P 】	5年間の取組内容(H24.7～H29.6) 【 D 】		取組みに対する評価、 運用上の課題【 C 】	今後の取組みの 方向性【 A 】
	所管課	取組内容		
	協働推進課	<p>自治会、まちづくり協議会の情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニュータウン地区の自治会を中心に、広報紙の作成やホームページを通じて地域情報を発信している。一部のまちづくり協議会は、広報紙の作成又はホームページを作成し、活動報告等の情報発信をしている。 <p>地域活動報告会、地域づくり講座の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動をする人の掘り起しを進めるため、市が地域づくり講座を開催した。 <p>井戸端会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が自由に意見交換ができる井戸端会議を6地区で開催した。 <p>市民活動団体の情報発信支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体の情報発信の支援としては、市民活動情報サイト「きっぴ～ねっと」の運営やJR三田駅、新三田駅、各市民センターに市民活動情報掲示板を設置している。 ・SNSやインターネットを活用し、団体自らの情報発信に向けて市民活動推進プラザで相談に応じている。 <p>市民活動団体の意見交換の場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「きょう・どう・井戸端トークカフェ」を2回開催した。 5/26：10名、6/11：10名 		
<p>(情報共有のための市議会及び市長等の責務)</p> <p>第10条 市議会及び市長等は、市民が必要とする情報を的確に把握するとともに、適切な時期に、適切な方法で、それぞれの有する情報を分かりやすく公開し、提供しなければなりません。</p>	政策課	<p>総合計画・総合戦略の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4次総合計画及び三田版地域戦略の策定について、伸びゆく三田特別版を発行し、市民への周知を図った（総合計画前期基本計画=H24.10.1号、総合計画後期基本計画=H29.4.1号、総合戦略=H28.4.1号）。 <p>総合計画等説明会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4次総合計画前期計画及びまちづくり基本条例に係る説明会を兼ねた意見交換会を市内全10地区で開催した（H24～26年度）。 ・第4次総合計画後期基本計画及び行財政構造改革に係る説明会を兼ねた意見交換会（未来まちづくりミーティング）をH29年5月から10月にかけて開催している（全7回）。 <p>予算編成に関する議会会派要望の公表等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度予算編成に関する議会各会派からの要望について、公開の場において意見交換を実施した。 ・要望書とその対応結果をホームページに公表した。 <p>議会答弁等の進行管理の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市議会定例会一般質問及び予算決算常任委員会（前年度決算及び新年度予算審議に関するものに限る。）での質問に対し、「検討する」又は「実施する」と答弁したものに対するその後の対応状況を都度ホームページに公表した。 	<p>【評価】概ねできているが、市民が必要とする情報を的確に把握する取組みを進める必要がある。とりわけ、行政情報のオープンデータ化については、利活用に関する職員の意識啓発に努めるとともに、ホームページ掲載データの拡充、機械判読に最適な形式での提供、市民への周知など、一層の推進に努める必要がある。</p>	<p>【方向性】継続推進（市政情報のオープンデータ化については、データ活用による本市業務の高度化・効率化を図るとともに、掲載データの拡充、機械判読への対応、他自治体が公開するデータとの連携など、オープンデータ化をさらに推進し、市民・企業・市の協働による地域課題の解決につなげる。）</p> <p>【改正】不要</p>

条 文 【 P 】	5年間の取組内容(H24.7～H29.6) 【 D 】		取組みに対する評価、 運用上の課題【 C 】	今後の取組みの 方向性【 A 】
	所管課	取組内容		
2 市議会及び市長等は、様々な環境にある市民に対して、必要な情報が確実に届くよう努めなければなりません。	秘書広報課	<p>広報紙の発行、広報モニター制度の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月2回発行することでリアルタイムに近い情報を発信してる。 ・モニター意見を参考に、市からの一方的な情報発信ではなく、多くの市民にとって読みやすく、興味を持ってもらえる紙面となるよう編集を行った。 <p>ホームページやフェイスブックの運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容量、発行時期ともに広報紙に掲載することが難しい内容を詳細に掲載することで、情報を補完した。 <p>記者発表、エフエム、ポスター等による情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な情報媒体を利用することで、より多くの市民に情報が伝わるよう実施した。 <p>暮らしのガイドブックの発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初版は26年6月発行。広報紙やホームページのような単発の情報発信とは異なり、保存用（約2～3年）として市の窓口案内や病院の情報を掲載した。 		
	情報推進課	<p>オープンデータの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が保有する公共データを市民や企業などに利活用されやすいように、二次利用可能なルールの下でオープンデータとして公開することにより、行政の透明性・信頼性の向上、データの共有及び協働による地域課題の解決、経済の活性化、データ活用による業務の高度化・効率化を図る。 ・H28年12月にオープンデータ推進指針・利用規約を策定した。 ・H29年2月、市が保有する統計・施設情報・各種計画等のデータを二次利用可能なルールの下、市ホームページで公開を開始した。 		
	管財営繕課	<p>本庁舎1階市民情報ひろばの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎1階市民情報ひろばの中に、暮らしの情報コーナーを設け、制度案内や各種手続き情報等のパンフレット、イベントや市の魅力発信のポスターを掲示し、来庁される方への情報発信を行っている。また、予算書、各種計画書などについても閲覧可能であり、通常時市政情報を発信しているデジタルサイネージシステムにおいては、議会開会時には議会中継の視聴が可能である。 ・市民情報ひろばにおいては、市の魅力や姉妹都市などを紹介する展示を設けるとともに、防災展や水道展など、期間を限定した臨時的展示も随所を実施している。 		
	秘書広報課	<p>広報紙の全戸配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙を新聞折込からシルバーへの配布委託に変更することで、各戸・事業所への全戸配布を実施した。 		
	危機管理課	<p>ハザードマップさんだの全戸配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年3月、改定内容をホームページ掲載するとともに、「暮らしのガイドブック」にも掲載。同年12月、改定内容を地区別分割版として全戸配布した。 		

条 文 【 P 】	5年間の取組内容(H24.7~H29.6) 【 D 】		取組みに対する評価、 運用上の課題【 C 】	今後の取組みの 方向性【 A 】
	所管課	取組内容		
	まちづくり 協働セン ター	多文化共生の取組み ・多文化共生の観点から、日本語による情報の理解に支障がある外国人市民の支援を行った。 ・多言語版広報を発行した(英語、中国語に加え、平成28年度より韓国語を追加)。 ・通訳・翻訳制度の実施により市役所・学校での手続を支援した。 ・外国人相談のほか、外国人のための防災訓練、救急に係る事業や就労支援等を行った。		
	協働推進課	自治会を通じた回覧・文書の配布 ・行政事務委託による回覧資料、掲示板用ポスターの配布を自治会に行っている。		
3 市議会及び市長等は、三田市情報公開条例(平成15年三田市条例第2号)で定めるところにより、積極的にまちづくりに関する情報の提供又は公表を進め、情報公開の総合的な推進に努めなければなりません。	総務課	情報公開制度の運用状況 ・情報公開条例に基づき、市民の市政への積極的な参加による公正で民主的な市政の推進に努めている。 ・公文書公開制度の運用状況については、HPや広報紙で公表している。 請求件数：H24 42件、H25 30件、H26 61件、H27 134件、H28 136件		
(個人情報の保護) 第11条 市議会及び市長等は、三田市個人情報保護条例(平成12年三田市条例第5号)で定めるところにより、保有する個人情報を適切に取り扱い、個人の権利利益を保護しなければなりません。	総務課	個人情報保護制度の運用状況 ・個人情報保護条例に基づき、個人の権利利益の保護に努めている。 ・個人情報保護制度の運用状況については、ホームページや広報紙で公表している。 請求件数：H24 15件、H25 12件、H26 22件、H27 14件、H28 14件	【評価】概ねできているが、非常時に備え、日頃から避難行動要支援者との関係づくりに避難行動要支援者名簿を活用いただきたいが、取扱注意の意識等が共有の妨げとなっている地域がある。	【方向性】継続推進 (個人情報の取扱いについて周知に努め、地域における避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者への支援体制づくりを奨励していく。) 【改正】不要
2 市民は、まちづくりを行うに当たり個人情報を取り扱うときは、適正な取扱いに努めます。	危機管理課	避難行動要支援者名簿の取扱い ・避難行動要支援者名簿については、区・自治会等と個人情報の取扱いに関する協定を締結し、守秘義務を理解いただいた上で、市と名簿情報を共有している。なお、名簿の閲覧については、区・自治会等の長のみならず、その副役職者及び班長等の小地域単位役職者まで閲覧することを可能としている。		
第2節 市民参加				
第1款 市民参加に当たっての権利と責務				
第12条(市民参加の権利と責務)	-	検証対象外		
第13条(事業者の責務)	-	検証対象外		
(市民参加の環境整備) 第14条 市議会及び市長等は、市民が行うまちづくりを尊重するとともに、その活動を支援し、市民がまちづくりに参加しやすい仕組みを整備しなければなりません。	まちづくり 協働セン ター	まちづくり協働センター情報交流広場等での活動支援 ・まちづくり協働センター内の情報交流広場や情報ボードの設置により、市民の活動を支援し、市民がまちづくりに参加しやすい環境整備に努めた。	【評価】概ねできているが、市民のまちづくりに対する活動支援に関し、各種補助金の整理統合が必要である。	【方向性】継続推進 (市民のまちづくりに対する活動支援に関し、包括的な交付金制度を検討する。) 【改正】不要

条 文 【 P 】	5年間の取組内容(H24.7～H29.6) 【 D 】		取組みに対する評価、 運用上の課題【 C 】	今後の取組みの 方向性【 A 】
	所管課	取組内容		
	協働推進課	<p>市民が行うまちづくり活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体の自主的な課題解決の取組みを支援するため、まちづくり活動支援事業助成金を交付した（H28：6団体（572,897円））。 市民活動推進プラザ、きっぴ～ねっとの運営など、詳細第9条参照 <p>まちづくり協議会への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域課題を解決する自主的な取組みを支援するため、ふるさと地域交付金制度をH26年に創設した。 		
第2款 市政への市民参加				
<p>(市政への市民参加における市長等の責務)</p> <p>第15条 市長等は、総合計画の策定並びに市政運営における計画の立案、実施及び評価の一連の過程において多様な市民参加の機会を保障し、市民の意見を積極的に取り入れることにより、市民力と地域力を活かすよう努めなければなりません。</p>	<p>計画の「立案」時における市民参加</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合計画の策定及び市政運営における計画の「立案」時の市民参加は、市政への市民参加条例に基づき行っている（第16条第1項～第3項参照）。 <p>計画の「評価」時における市民参加</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合計画及び各施策の実施状況については、行政評価条例に基づく行政評価を実施し、パブリックコメントや行政評価委員会による外部評価を行うことで市民意見の反映に努めている（第44条参照）。 上記2点は、第3次環境基本計画（環境衛生課）、子ども・子育て支援事業計画（こども政策課）、第2期教育振興基本計画（教育総務課）、下水道ビジョン（下水道課）などの計画等についても同様に実施。 <p>市民意識調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の価値観や行動志向、行政への要望など市民生活の基本的な意識を把握するため、毎年度市民意識調査を実施している。 H28年度実績...市内に在住する18歳以上の市民3,000人（無作為抽出）を対象に実施（調査期間H28.6.16～6.30。回答は郵送のほかインターネットも可とし、回収率は48.5%）。 第4次総合計画が施行されて以降、総合計画に掲げる29施策に対する重要度・満足度の意識を調査する項目を設け、その結果を行政評価に活用した。 <p>子ども議会・高校生議会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学生や高校生が、議場において市政に対する質問（提案）を行う子ども議会等を開催し、若い世代の意見をまちづくりに活かす取組みを行った。 開催実績...H26.8.8子ども議会（中学生対象）、H28.1.31第1回高校生議会、H29.1.29第2回高校生議会 	【評価】できている	<p>【方向性】継続推進</p> <p>【改正】不要</p>	
	まちのブランド創造課	<p>シティセールス活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 住まいるチームメンバーにCMや情報誌作成に参加いただくなど、市民と連携したシティセールス活動を実施した。 		

条 文 【 P 】	5年間の取組内容(H24.7～H29.6) 【 D 】		取組みに対する評価、 運用上の課題【 C 】	今後の取組みの 方向性【 A 】
	所管課	取組内容		
	多世代活躍支援課	学生アンケートの実施 ・学生の考えやニーズを把握するとともに、今後の学生のまち推進方策を考える基礎資料とすることを目的に実施した。 (調査期間：平成28年6月20日～10月28日、回答数：595件) 学生のまちづくりワークショップの開催 ・平成28年10月から公募で集まった13名の学生によるワークショップを開催した。12月には市長を含む市幹部向けに提案発表会を開催し、学生の意見を市のまちづくりに活かす取組みを行った。		
	協働推進課	地域元気ミーティングの開催 ・「地域に元気を」の具体化に向けた意見交換会として、市内10地区を対象に「地域元気ミーティング」をH27年12月からH28年10月にかけて開催(全10回)。		
2 市長等は、市民が参加しやすいように、市政運営に関する情報を多様な広報手段を用いて、積極的に、かつ、分かりやすく提供しなければなりません。	-	第10条第1項及び第2項参照		
3 市長等は、市民から出された意見及び提案の結果について、市民に具体的に、かつ、分かりやすく説明しなければなりません。	総務課	市民の声制度の運用状況 ・市民から寄せられる陳情、要望及び意見など「市民の声」について、市政への参画の機会として捉えており、関係課で様々な視点から、実現の可能性について検討し対応している。 わたしの提案：H24 323件、H25 264件、H26 332件、H27 326件、H28 300件 要望陳情：H24 63件、H25 47件、H26 62件、H27 62件、H28 40件		
	政策課	その他 ・市政への市民参加条例に規定する市民意見を聴く手続(附属機関、パブコメ、ワークショップ、意見交換会等)による意見への対応は第16条第4項、まちづくり提案への対応は第18条、協働提案への対応は第22条、オンブズパーソン制度は第42条をそれぞれ参照		
(企画立案段階からの市民参加) 第16条 市長等は、総合計画、市の重要な計画及び条例(以下この条及び次条において「計画等」といいます。)の案を作成しようとするときは、企画立案の段階から多様な手法を用いて市民が参加できるようにしなければなりません。この場合において、市長等は、地域、年齢及び性別その他必要な事情に配慮するよう努めなければなりません。		計画等の策定時の市民参加 ・市政への市民参加条例では、市長や教育委員会などが計画等を検討する際には、市民意見を聴く手続(下記 ～)を適切な時期に2つ以上(議会の議決事項である場合は1つ以上)実施する必要があると規定しており、これに基づき運用している。 附属機関(市民委員の割合が3割以上)、パブリックコメント(30日以上)、意向調査、ワークショップ、公聴会、意見交換会、その他の手続 附属機関等の委員の女性比率(目標3割以上) ・H27年度：32.7%、H28年度：30.1%	【評価】できている	【方向性】 継続推進 【改正】 不要

条 文 【 P 】	5年間の取組内容(H24.7～H29.6) 【 D 】		取組みに対する評価、 運用上の課題【 C 】	今後の取組みの 方向性【 A 】
	所管課	取組内容		
2 市長等は、計画等を策定しようとするときは、計画等の案と関連する資料を公表し、広く市民の意見を求めなければなりません。	政策課	パブリックコメント ・計画等の案については、広報紙・ホームページで告知のうえパブリックコメントを行っている。案の閲覧はホームページのほか、担当課窓口、市民センター等に設置して行っている。 ・パブリックコメントについては、意見の概要と市の考え方まとめて市ホームページ等で公表している。 ・附属機関の会議や意見交換会についてもその概要（会議録等）をホームページで公表している。		
3 市長等は、前項に規定する市民の意見を聴取するときは、多様な手法を用いて、当該意見を聴取しなければなりません。				
4 市長等は、市民の意見に対する市長等の考え方を整理し、これを公表しなければなりません。				
(附属機関への市民参加) 第17条 市長等は、計画等の案について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置する附属機関の調査審議等を通じて市民意見を聴こうとするときは、当該附属機関の委員の選任に当たって、三田市市政への市民参加条例(平成26年三田市条例第33号。以下「市民参加条例」といいます。)第10条第2号に規定する市民委員を含めなければなりません。	政策課	市政参加条例による運用 ・市民意見を聴く手続として附属機関を用いる場合は、市政への市民参加条例に基づき、市民委員（公募委員及び名簿委員）の割合が3割以上になるよう努めている。 H27年度～H28年度における実績（全体 - 市民委員 - 比率） ・第4次総合計画（15人 - 5人 - 33%） ・第5次男女協働参画計画（10人 - 3人 - 30%） ・第3次環境基本計画（16人 - 5人 - 31%） ・第2期教育振興基本計画（12人 - 4人 - 33%） など	【評価】できている	【方向性】継続推進 【改正】不要
2 市長等は、前項の市民委員の選任に当たっては、透明性及び公平性を確保するとともに、附属機関の設置目的や応募人数等に応じて、地域、年齢及び性別その他必要な事情に配慮しなければなりません。				
3 市長等は、附属機関の会議を原則として公開しなければなりません。				
4 市長等は、附属機関の開催情報や会議結果等を分かりやすく公表しなければなりません。				
	政策課	市民委員の決定方法 ・市民委員の募集に際し、応募が定員を上回る場合は、男女比等を考慮のうえ、抽選又は作文による選考により決定している。 市民委員の女性比率（目標男女同数） ・H28年度 41.9%		
	政策課	会議の公開の運用状況 ・情報公開条例に基づき、附属機関の会議（会議録を含む。）は原則公開としている。ただし、個人情報や法人情報を扱うときや事業者の選定、事業採択を決定するときは、同条例に基づき一部非公開とすることがある。		
	政策課	開催情報等の公表の運用状況 ・開催情報や会議結果（会議録）はホームページ等で公表している。開催情報については適宜、報道関係者に情報提供している。		

条 文 【 P 】	5年間の取組内容(H24.7～H29.6) 【 D 】		取組みに対する評価、 運用上の課題【 C 】	今後の取組みの 方向性【 A 】
	所管課	取組内容		
(まちづくり提案) 第18条 市長等は、市政参加条例第21条に規定するまちづくり提案を受けたときは、公正かつ透明な手続で検討しなければなりません。	政策課	附属機関への諮問 ・市政への市民参加条例では、まちづくり提案に対する市長等の検討結果に不服があるときは、市の附属機関である市政への市民参加推進委員会の意見を聴いて再度検討することとし、公正性や透明性を担保している。これまで4件のまちづくり提案を受け、不服の申出があったものは3件あり、それぞれ同委員会を開催し、答申を得た。	【評価】できている	【方向性】継続推進 【改正】不要
2 市長等は、前項の検討により当該まちづくり提案がまちづくりに資すると認められたときは、その実現に向けて必要な措置を講じなければなりません。	政策課	未利用公益用地活用事業 ・市が保有する利用可能公益用地を地域コミュニティ活動への有効活用を提案したもので、整備工事の施工に加え、協定を締結したうえで、協働のモデル事業として実施した。		
	危機管理課	犯罪情報の提供、防犯カメラの設置 ・地域でどのような犯罪が発生し、その有効な対策等について、三田警察署と連携し、市内の各交番が発行している「交番だより」を市ホームページに掲載した。また、防犯カメラについては、更なる子どもの安全確保に向け、市内各小学校区に各10台、計200台の整備を予定している。		
(市政への市民参加に関する条例) 第19条 市政への市民参加の手続その他必要な事項は、市政参加条例で定めるところによります。	政策課	市政への市民参加条例の制定 ・H25年度において市政への市民参加検討委員会を設置し、市政への市民参加のあり方について検討した。 ・H26年9月に市政への市民参加条例を制定した(H27.1.1施行)。 市政への市民参加制度の検証 ・市政への市民参加条例は、市政への市民参加推進委員会の意見に基づき市民参加制度を検証し、必要に応じて制度を見直すよう規定している。条例制定後、同委員会を設置し、年1回、制度の運用状況を検証するとともに、市ホームページで公表している(H27年度及び28年度終了後に実施)。 ・また、まちづくり基本条例第18条を受けて規定した市政への市民参加条例におけるまちづくり提案の条文について、同委員会の意見を聴いて、一部改正を行った(平成28年9月)。	【評価】できている	【方向性】継続推進 【改正】不要
第3節 補完性と協働のまちづくり				
(地域コミュニティ) 第20条 市民、市議会及び市長等は、地域コミュニティがまちづくりの基礎を担うものであることを認識するとともに、地域コミュニティを守り育てるよう努めます。	協働推進課	まちづくり協議会への支援 ・H26年に創設した「ふるさと地域交付金」を活用し、14地域においてまちづくり協議会が設立された。 ・H24年8月から2月毎に「まちづくりだより」を掲載した。 (一社)兵庫県宅地建物取引業協会との協定 ・自治会加入率促進に向け、同協会と三田市区・自治会連合会、三田市との3者による協定書を締結した(H29年6月)。	【評価】概ねできている が、自治会加入率も低下していることに加え、まちづくり協議会もすべての地域で設立されておらず、自治会加入の促進及びまちづくり協議会の設立支援を継続する必要がある。	【方向性】継続推進 (自治会加入促進に向けた啓発の充実を図るとともに、まちづくり協議会設立に向け、地域の機運を高めていく。) 【改正】不要
2 市民は、地域コミュニティの活動に主体的に参加することにより、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に努めます。				

条 文 【 P 】	5年間の取組内容(H24.7～H29.6) 【 D 】		取組みに対する評価、 運用上の課題【 C 】	今後の取組みの 方向性【 A 】
	所管課	取組内容		
3 市長等は、各市民センター等を拠点として、市民と共に地域における課題の解決を図ります。	協働推進課	地域担当制の創設 ・H24年より地域課題を市民とともに解決するため、地域担当職員を各市民センターに配置した。		
(協働の推進) 第21条 市議会及び市長等は、市民、市議会及び市長等が協働してまちづくりを推進するために、市民力が最大限に発揮されるよう機会を設けるとともに、状況に応じて必要な措置を講じなければなりません。	協働推進課	中間支援 ・市民活動推進プラザでは、市民活動団体の自主的な取組みを支援するため、市民活動団体のスキルアップを図る講座の開催や活動に対する相談を行っている。また、市民活動団体相互の連携を促すため、市民活動まつりなどのイベントを通じて、団体間のネットワークづくりに取り組んでいる。	【評価】概ねできているが、市民活動の支援に向けた取組みを一層進める必要がある。	【方向性】継続推進 (市民活動を支援するようさらに機会の充実を図っていく。) 【改正】不要
(協働提案) 第22条 市長等は、市民からの協働提案を積極的に取り上げ、活用するための仕組みをつくります。	協働推進課	協働事業提案制度の創設 ・協働のまちづくり推進委員会において協働事業提案制度について検討(H28年7～9月に3回、11月2日答申)、実施要綱を制定した。 ・H28.2～ 提案事業を募集	【評価】できている (平成29年度に実施する協働事業提案の審査を通じて、協働のまちづくりに資すると認められた事業については、提案事業を市と団体が役割分担等を協議して、協定を締結し、協働事業を進めていくこととしている。)	【方向性】継続推進 【改正】不要
2 市長等は、前項の協働提案を受けたときは、公正かつ透明な手続で検討しなければなりません。	協働推進課	協働事業提案の審査 ・提案は、協働のまちづくり推進委員会が審査することで、公正性や透明性を担保している。		
3 市長等は、前項の検討により当該協働提案が協働のまちづくりに資すると認められたときは、その実現に向けて取り組まなければなりません。	協働推進課			
(協働のまちづくりに関する推進方策) 第23条 協働のまちづくりの推進方策その他必要な事項については、別に定めます。	協働推進課	協働のまちづくり基本指針の策定 ・協働のまちづくり基本指針をH27年7月に策定した。今後、協働のまちづくり推進委員会により同指針の点検・見直しを実施する。	【評価】できている	【方向性】継続推進 【改正】不要
第4章 市議会				
(市議会の役割と責務) 第24条 市議会は、市民を代表する合議制の意思決定機関として、次の各号に掲げる役割と責務を担います。	議事総務課	-	【評価】できている	【方向性】継続推進 【改正】不要
(1) 市の重要な意思決定、市政の監視、政策の立案等を行うこと。	議事総務課	条例や予算等の議案審議等 ・本会議及び各常任委員会において、条例や予算等の議案審議を行うとともに、諸課題に対応するため政策立案や政策提言等の研究を行った。		

条文【P】	5年間の取組内容(H24.7~H29.6)【D】		取組みに対する評価、 運用上の課題【C】	今後の取組みの 方向性【A】
	所管課	取組内容		
(2) 前号の役割を果たすに当たり、市民の意思が適切に反映されるよう活発な討議を行うとともに、議会活動について市民との情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努めること。	議事総務課	議会報告会の開催等 ・平成25年春から毎年、市民に対し新年度予算審議の内容報告と意見交換を行う議会報告会を開催した。 ・議会報「つなぐ」を年7回、ネット号を年5回発行するとともに、本会議中の会議中継やニュースルーム、フェイスブックなどを活用した議会情報等の共有化を図った。		
2 前項に定めるもののほか、市議会の権能、運営及び組織に関する基本的な事項は、別に条例で定めます。	議事総務課	議会基本条例の施行 ・議会の基本理念、議員の役割と責務等を定めた三田市議会基本条例を平成24年7月に施行した。		
第25条(議員の役割と責務)	-	検証対象外		
第5章 市長等				
第1節 市長				
第26条(市長の責務)	-	検証対象外		
(就任時の宣誓) 第27条 市長は、就任に当たって、その地位が市民の信託によるものであることを深く認識し、この条例を尊重して公正かつ誠実に職務を遂行することを宣誓しなければなりません。	政策課	就任時の宣誓の実施状況 ・まちづくり基本条例施行後に就任した森市長は、就任後に初めて臨んだ議会定例会（H27年9月議会）において宣誓を行った。	【評価】できている	【方向性】継続推進 【改正】不要
(総合計画) 第28条 市長は、目指すべき将来像を定める基本構想及びこれを実現するための具体的な取組みを定める基本計画で構成する総合計画を定めます。	政策課	総合計画の策定状況 ・H24年9月に第4次総合計画（基本構想・前期基本計画）を策定し、議会の議決を経た。 ・H29年3月に第4次総合計画の見直し（基本構想の改定・後期基本計画の策定）を行い、議会の議決を経た。	【評価】できている	【方向性】継続推進 【改正】不要
2 市長は、総合計画を定めるに当たっては、市議会の議決を経なければなりません。				
3 市長は、総合計画が社会の変化に対応できるよう検証し、必要に応じて見直しを図ります。	政策課	総合計画の検証状況 ・総合計画は、行政評価（施策評価）の仕組みを用いて、毎年その進捗状況や今後の方向性を検証している。H28年度においてはそれまでの取組みを総括した上で、基本構想の中間見直し及び後期基本計画の策定について行った。		
4 市長は、各分野の個別計画を策定するときは、総合計画の実現に則した内容にしなければなりません。	政策課	個別計画の策定状況 ・個別計画は総合計画と整合を図り策定されている。 ・総合計画には関連する個別計画を掲載している。また、個別計画においても総合計画との関係を明示している。		
第2節 市長等				

条 文 【 P 】	5年間の取組内容(H24.7~H29.6) 【 D 】		取組みに対する評価、 運用上の課題【 C 】	今後の取組みの 方向性【 A 】
	所管課	取組内容		
(執行機関としての市長等の責務) 第29条 市長等は、条例、予算その他の市議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく事務を、その権限と責任において公正かつ誠実に執行しなければなりません。	政策課	行政評価（事務事業評価）の実施 ・H29年度実施行政評価（評価対象年度：H28年度）は、例年実施している施策評価のほか、事務事業評価を合わせて実施した。 ・事務事業評価では事業内容や活動指標を示し、パブリックコメントを行った（30日間）。 ・第44条参照	【評価】できている	【方向性】継続推進 【改正】不要
2 市長等は、その所管する事務の企画立案、予算、事業の実施及び評価において、内容、効果を明らかにし、市民に分かりやすく説明しなければなりません。	財政課	予算説明の状況 ・当初予算の議会での審議等の便宜を図るため、「三田市のわかりやすい予算」を作成する等により予算の内容について説明している。		
(人材育成) 第30条 市長等は、多様化する行政需要に対応できる知識や能力を持ち、市民の立場に立って、自ら行政課題を見出し、解決することができる職員の育成に努めなければなりません。	人事課	人材育成の取組み ・平成27年度までは、目指す職員像や人材育成施策の4本柱(目標に基づくマネジメント、人事評価、キャリア形成、効果的な研修)を軸として人材育成を進めてきた。 ・平成28年度は、人事評価制度を全職員に対して本格的に導入、目標管理・能力評価を生かし、処遇への反映など「人を育てる」仕組みづくりを確立した。また、新たに人材育成基本方針(ACT)を策定し、今後10年間を見据え、市職員として目指す職員像と取組方向を明確にした。	【評価】概ねできている が、人材育成基本方針を具体的に進めるにあたって、働きやすい職場環境の確立や、職員の使命感・モチベーション向上等の意識改革、職員の育成を培う職場風土の醸成が必要である。	【方向性】継続推進 (今後、人材育成基本方針に基づくアクションプランに早急に取り組み、人材育成に積極的に取り組んでいく。) 【改正】不要
2 市長等は、職員の研修制度を充実させ、政策研究を支援するとともに、自己研鑽のための多様な機会を提供するよう努めなければなりません。	人事課	研修の実施状況 ・毎年度、「職員研修方針及び計画」を策定し、計画に基づき市独自研修及び派遣研修を積極的に実施した。具体的には、各階層に必要とする能力向上を目的とした階層別研修や実務・能力開発を目的とした専門研修を実施し、また、毎年度、特に重点的に取り組む研修項目を定め、職員能力と組織力の向上に努めた。		
第3節 職員				
第31条(職員の責務)	-	検証対象外		
(法令遵守) 第32条 職員は、三田市職員倫理条例(平成18年三田市条例第36号)で定めるところにより、法令を遵守し、職務を遂行しなければなりません。	総務課(人事課)	職員倫理条例の運用状況 ・職員倫理条例に基づき、公務に対する市民の信頼を確保する取組みを推進している。 贈与等報告書件数 H24 85件、H25 95件 H26 105件、H27 231件、H28 160件	【評価】できている	【方向性】継続推進 【改正】不要
(公益目的通報) 第33条 職員は、法令(条例、規則、訓令を含みます。)違反又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与える違法行為等が生じ、又はまさに生じようとしていると思料するときは、三田市公益目的通報者保護条例(平成18年三田市条例第35号)で定めるところにより、対応しなければなりません。	総務課	公益目的通報者保護条例の運用状況 ・公益目的通報者保護条例に基づく公益目的通報に対する行政監察員(外部弁護士)による調査結果に応じ、制度の適正な運用に努めている。 公益目的通報件数：H24 1件、H25 10件、H26 1件、H27 1件、H28 6件	【評価】できている	【方向性】継続推進 【改正】不要

条 文 【 P 】	5年間の取組内容(H24.7～H29.6) 【 D 】		取組みに対する評価、 運用上の課題【 C 】	今後の取組みの 方向性【 A 】
	所管課	取組内容		
第6章 行政運営				
第34条(行政運営の基本原則)	-	検証対象外		
(組織の編成) 第35条 市長等は、社会情勢に的確に対応した政策を着実に実現するため、機能的な組織を編成するとともに、横断的な連携を図らなければなりません。	政策課	<p>H28.4.1組織改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長直轄組織の設置...市長の意思を直接施策に反映させるため、企画部門(地域戦略室)を中心に市長直轄とするとともに、災害及び全庁的な危機管理、安全安心に特化した組織(危機管理監、危機管理課)を新設した。 ・「室長」制の導入...部長を組織横断的な政策判断を行う体制とするため、従来の部長補佐としての「次長」を、組織の長としての「室長」に変更した。「室長」は所属所管課を統括し、執行責任とその権限の明確化を図った。 <p>H29.4.1組織改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4次総合計画後期基本計画のスタートに合わせて、同計画の新たなテーマである「成長から成熟するまち 三田」を目指して「地域の再生」「まちの再生」「人と人との共生」に取り組む組織改正を行った。 <p>庁議による横断的な連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市政における総合的、横断的な意思決定及び連絡調整を行うため、定期及び随時に庁議を開催している。庁議には、市長等及び各部長で構成する「経営会議」、各室長で構成する「総合調整会議」「地域担当者会議」などがある。 	【評価】できている	【方向性】継続推進 【改正】不要
(政策法務) 第36条 市長等は、市民ニーズ及び地域課題に的確に対応するため、法令等を主体的に解釈するとともに、自治立法権を積極的に活用しなければなりません。	<p>総務課</p> <p>人事課</p>	<p>政策法務の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所内において例規等審査会を開催し、自治立法権の活用に向け、知識の向上や体制作りに取り組んだ。具体的には、犯罪被害者等基本法に規定する地方公共団体の責務を主体的に解釈し、犯罪被害者への支援を定める犯罪被害者等支援条例を制定した。 ・国による地方分権改革(義務付け・枠付けの見直し)が進展し、条例制定権が拡大したことに伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例など地域の実情を踏まえた条例を制定した。 <p>・兵庫県自治研修所、全国市町村国際文化研修所、阪神間市町合同研修等への派遣研修を中心に実施している。 研修受講者数：H24 11人、H25 25人、H26 18人、H27 14人、H28 10人</p>	【評価】概ねできているが、市民ニーズ及び地域課題の把握に一層努める必要がある。	【方向性】継続推進 (庁内における情報共有や研修等により知識・能力向上を図り、自治立法権の更なる活用に取り組む。) 【改正】不要
(財政の運営) 第37条 市長等は、財政運営に当たっては、中長期的な展望に立ち、歳入に見合った歳出を計画する等により、持続性のある財政基盤を確立しなければなりません。	財政課	<p>中期財政収支の見通し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10年間の中期財政収支見通しを作成し、その内容を踏まえて予算編成の上限(フレーム)を設定するなどにより、持続性のある財政基盤の確立を図っている。 	【評価】できている	【方向性】継続推進 【改正】不要

条 文 【 P 】	5年間の取組内容(H24.7～H29.6) 【 D 】		取組みに対する評価、 運用上の課題【 C 】	今後の取組みの 方向性【 A 】
	所管課	取組内容		
2 市長等は、予算の編成及び執行に当たっては、常に機能的で、効率的かつ効果的な運用を行わなければなりません。	財政課	予算編成方針及び予算執行方針 ・予算の編成及び執行に当たって方針を定め、適正な予算編成及び予算執行を図っている。		
3 市長等は、保有する財産の適正な管理及び計画的かつ効果的な活用に努めなければなりません。	財政課	公共施設マネジメント ・28年度に公共施設等総合管理計画を定め、公共施設等についての課題を整理した。 【計画期間】H29～58(30年) 【取組目標】30年間で公共施設の延床面積を12%削減		
	管財営繕課	行政財産目的外使用等 ・公共施設内に設置される清涼飲料水自動販売機については、平成23年度から3ヶ年に分けて順次公募による設置へと移行した。期間については、最大5年間としており、施設によっては、2回目の公募を行っている。 ・市が保有する土地において、収益が見込まれる土地については、公募による貸付けを行っている。		
4 市長等は、財政状況及び財産の保有状況その他市の経営状況並びに市が支出した補助金等に関する資料を作成し、市民に分かりやすく公表しなければなりません。	財政課	財政状況等の公表 ・市広報紙において予算の概要(4/1)、決算の概要・財政健全化指標(9/15)を公表している。 ・補助金等の支出状況等をホームページにおいて公開している。 ・新年度予算において毎年「三田市のわかりやすい予算」を作成している。		
(行政改革) 第38条 市長等は、組織、執行体制等の行政運営について常に改善又は改革を行わなければなりません。	財政課	行政改革の取組み ・25年に行政運営の仕組みを変えることを目的とした新成長戦略プランを策定(H25～28)し、実行した。 ・28年度に新成長戦略プランの成果と課題等を踏まえて、行財政構造改革方針(H29～33)を定めるとともに、具体的な取組みとして行財政構造改革行動計画2017(H29～31)を策定した。	【評価】できているが、策定した行財政構造改革方針及び同行動計画に基づく取組みを実行しなければならない。	【方向性】継続推進 【改正】不要
2 市長等は、前項の改善又は改革の推進に関する事項について調査審議するため、市民及び有識者等によって構成される第三者機関を設置します。	財政課	・上記新成長戦略プランについて、行政改革推進会議(附属機関)にて進行管理を行った。 ・上記行財政構造改革方針について行政改革推進会議に対して意見を求めた。		
(監査制度) 第39条 市議会及び市長等は、適正で、効率的かつ効果的な行政運営を確保するため、監査制度の充実に図らなければなりません。	総務課	監査制度の充実に係る取組み ・内部統制の構築については、平成27年2月の監査のあり方等委員会による答申において要望されたところであり、また、現在国においても第31次地方制度調査会から答申がなされ、地方自治法等の一部改正が検討されている。そうしたことを受けて、平成27年度から3年間をかけて、内部統制の構築に向けて取組みを進めている。	【評価】一部できているが、平成29年6月9日に公布された改正地方自治法に応じた対応が必要である。	【方向性】見直し推進 (改正地方自治法に基づき監査制度の充実・強化に取り組む。) 【改正】不要

条 文 【 P 】	5年間の取組内容(H24.7～H29.6) 【 D 】		取組みに対する評価、 運用上の課題【 C 】	今後の取組みの 方向性【 A 】
	所管課	取組内容		
	監査委員事務局	監査のあり方等委員会からの答申に対する取組み ・ 財政援助団体等監査について、効率的な監査手法として、H27年度は補助金を単位とした監査を実施することにより件数の増加を図った(H27年度実施団体：35団体)。 ・ 定期監査について、H27年度から定期監査の実施回数を増やした(年2回 年3回)ことにより、全部署に対して2年に1度は定期監査を実施することとなった。 ・ 随時監査(工事監査)について、対象とする工事の請負金額については1億円以上として基準を設定し、工事監査を実施した(ただし、H27年度は他の監査等の日程、工期等の関係で未実施となった。) ・ 監査手順及び監査内容の質の維持・向上を図るため、監査等の実施については、全国都市監査委員会が制定した都市監査基準(H27.8基準制定(H29.3まで準備期間))に基づき実施することとして準備を進め、H29.4からこれに基づく監査を実施している。		
(行政手続) 第40条 市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、三田市行政手続条例(平成9年三田市条例第3号)で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関する事項を明らかにしなければなりません。	総務課	行政手続条例の運用状況 ・ 行政不服審査法の改正(H28.4.1施行)に伴い、行政処分に対する不服申立ての教示等の義務付けを職員に対して周知し、また、併せて審査基準や標準処理期間の明示など手続の瑕疵が起こらないように毎年、監督職研修等で指導周知を実施している。	【評価】できている	【方向性】 継続推進 【改正】 不要
(意見、要望、苦情等への対応) 第41条 市長等は、市民からの意見、要望、苦情等(以下次条において「意見等」といいます。)があったときは、適正、公正かつ速やかに事実関係を調査し、真摯に対応しなければなりません。	総務課	第15条第3項参照	【評価】できている	【方向性】 継続推進 【改正】 不要
(オンブズパーソン) 第42条 市長は、市民の権利利益の擁護を図るとともに、公正かつ透明な行政運営に資するため、市議会の同意を得てオンブズパーソンを設置します。 2 市民は、市長等への意見等をオンブズパーソンに申し立てることができます。 3 オンブズパーソンの職務、意見等の申立て手続その他必要な事項は、三田市オンブズパーソン条例(平成25年三田市条例第41号)で定めるところによります。	総務課	オンブズパーソン制度の運用状況 ・ 監査のあり方等委員会からの答申に沿ってオンブズパーソン条例を制定し、平成26年4月から施行しており、同条例に基づき市民の権利利益の擁護と公正・透明な行政運営を図っている。 申立件数：平成26年度 8件、平成27年度 8件、自己発意1件、平成28年度 4件	【評価】できている	【方向性】 継続推進 【改正】 不要
第7章 評価				

条 文 【 P 】	5年間の取組内容(H24.7～H29.6) 【 D 】		取組みに対する評価、 運用上の課題【 C 】	今後の取組みの 方向性【 A 】
	所管課	取組内容		
<p>(まちづくりの評価)</p> <p>第43条 市民、市議会及び市長等は、協働のまちづくりの経緯及び成果並びに総合計画に基づくまちづくりの進捗状況を評価します。</p>	政策課	<p>総合計画に基づくまちづくりの進捗状況評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合計画の進捗状況評価については、行政評価（施策評価）の仕組みを通じて実施、総合計画に掲げる成果指標により達成状況を確認した。 第4次総合計画の前期基本計画における施策評価結果は、行政評価委員会のほか、総合計画の見直し（後期基本計画策定）について諮問した総合計画審議会にも提出した(H28.7.27)。 施策評価結果は、上記の附属機関に提出したほか、パブリックコメントを行った。 市議会は、総合計画の見直し案（後期基本計画案）について、審議・議決を行った。 	<p>【評価】できている （協働事業の評価について、平成29年度に実施する協働事業を通じて、評価の仕組みを構築する予定である。）</p>	<p>【方向性】継続推進</p> <p>【改正】不要</p>
<p>(行政評価)</p> <p>第44条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、市長等が行う施策や事業の実施内容について行政評価を行い、その結果を施策等の改善や見直しに反映させなければなりません。</p> <p>2 行政評価の手續その他必要な事項は、三田市行政評価条例(平成27年三田市条例第28号)で定めるところによります。</p>	政策課	<p>行政評価条例の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> H25～26年度において行政評価検討委員会を設置し、行政活動に対する評価制度のあり方及び条例化について検討を行った。 H27年6月に行政評価条例を制定した(7/1施行)。 <p>行政評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4次総合計画下における行政評価の取組みは、H25・26年度に試行し（内部評価のみ）、27年度以降は条例施行を機に行政評価委員会による外部評価を含めて本格実施した。 評価対象は、総合計画に掲げる施策を単位とし（施策評価）、その全29施策（総合計画改定の関係でH29年度以降は30施策）を実施（H25～29年度）。 第29条参照 	<p>【評価】概ねできている が、評価を目的化せず、評価を行政運営の改善につなげるようさらに分かりやすく実効性のある評価手法を検討する。</p>	<p>【方向性】継続推進 （H29年度は施策評価のほか、事務事業評価を合わせて実施し、事務事業の見直しや施策の重点化につなげる。）</p> <p>【改正】不要</p>
<p>第8章 危機管理</p> <p>(危機管理)</p> <p>第45条 市長は、市民の生命、身体及び財産を災害等から保護し、その安全を確保するため、国、他の地方公共団体その他の関係団体と相互に連携し、協力することなどにより、危機管理に最大の努力を払わなければなりません。</p> <p>2 市民は、災害等に対し自らを守る努力をするとともに、地域の安全は地域で守るという認識のもと、相互に協力しなければなりません。</p> <p>3 災害等への対応について基本的な事項は、三田市危機管理基本条例(平成27年三田市条例第29号)で定めるところによります。</p>	危機管理課	<p>危機管理条例の制定等</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報共有及び危機管理検討委員会で審議を行い、危機管理条例を制定し、これに基づき地域防災計画の修正やBCP（業務継続計画）の策定を行った。また、地域版防災マップの整備促進や自主防災組織の結成支援に努めた。 兵庫県広域消防相互応援協定など災害時に協力が必要な他の地方公共団体との相互応援協定や、災害時に不足する人材、物資等について関係団体や企業等との応援協定の締結を進め、災害対応力の強化に努めた。また、友好都市である鳥羽市の夜間津波避難訓練の通信訓練への参加、H26年度に実施された県合同防災訓練や阪神7市1町合同防災訓練（エリアメール配信訓練）等により、災害時の連携強化に努めた。 自助・共助の取組みとして重要な、自主防災組織の結成に向け、その意識づけや結成時や訓練への補助等の支援に努め、66組織（80区・自治会、34,038世帯）で結成がなされた。また、災害への備えとして、地域の防災訓練については、平成28年度は138区・自治会で実施されている。 地域版防災マップの作成支援に努め、H28年度末までに23地区、40区・自治会で作成がなされ、地域防災力の向上に努めた。 	<p>【評価】概ねできている が、市民意識調査（家庭備蓄・家具転倒防止）では、地震災害に関する意識は低い数字となっていることから、自助・共助の取組みの推進が必要である。</p>	<p>【方向性】継続推進 （各種計画の適切な見直しに努め、災害に備えるとともに、市民の防災意識高揚に向けた取組みを推進する。）</p> <p>【改正】不要</p>

条 文 【 P 】	5年間の取組内容(H24.7～H29.6) 【 D 】		取組みに対する評価、 運用上の課題【 C 】	今後の取組みの 方向性【 A 】
	所管課	取組内容		
		<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者支援にあつては、新制度発足時に各地域ごとの説明会を開催し、区・自治会がリード役となり地域の支援体制を構築いただくよう依頼した。総括的な意見を伺うため支援関係者が参画する制度推進会議を開催し、名簿を活用した助け合いのできる地域づくりを進めており、地域での取組支援として「支援体制づくりマニュアル」を提供するなど(H29.3)、制度理解を促進してきたほか、H28年度からは個別支援計画に相当する「マイ避難プラン」づくりをモデル地域で取組中である。 		
第9章 住民投票				
(住民投票) 第46条 市は、市政運営に重大な影響を及ぼす事項について、住民投票を実施することができます。	政策課	住民投票制度の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・H25年度において、住民投票制度検討委員会で制度のあり方について審議を行った。住民投票条例については、個別設置型・常設型のそれぞれに課題があり、同委員会では両方の型における要件上の課題を克服しようとする「ハイブリッド型」が検討され、H26.4.28にその答申を受けた。 ・H26年度において、庁内で制度のあり方の検討を継続するとともに、市議会特別委員会と意見交換を行った。 ・住民投票制度には、議会制度や間接民主制との整合、責任の所在の明確化等の観点からの課題も存在し、H27年3月議会本会議において、「地方自治法に基づく個別設置型で対応する」との判断を示した。 	【評価】できている	【方向性】 その他 (個別設置型での対応を継続する。) 【改正】 不要
第10章 他の自治体等との連携・協力				
(他の自治体等との連携・協力) 第47条 市は、まちづくりに関する共通の課題又は広域的課題を解決するため、国及び他の地方公共団体と相互に連携し、協力するよう努めます。	政策課	他の自治体等との連携・協力の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・県との関係においては、県・市町懇話会、阪神北地域政策懇話会、県政要望等を通じて、知事・県民局長等県の幹部と市町長等との間で意見交換を行い、県に連携・協力を求めた。 ・兵庫県市長会を通じて、国・県への要望を行った。 ・阪神・丹波市長会において、広域的な課題について意見交換を行った。 ・神戸隣接市町長懇話会において、広域的な課題について意見交換を行ったほか、魅力ある地域づくりに資する共同の取組みを行った。 ・広域連合や一部事務組合により、他市町と特定事務の共同処理を行っている(兵庫県後期高齢者医療広域連合、丹波少年自然の家事務組合、兵庫県市町村職員退職手当組合)。 	【評価】できている	【方向性】 継続推進 【改正】 不要
第11章 この条例の見直し				
第48条(この条例の見直し)	-	検証対象外		